

# 長野県報

3月25日(月)  
平成14年  
第1339号

## 目次

### 条 例

長野県総合計画審議会条例の一部を改正する条例……………10

長野県行政機構審議会条例の一部を改正する等の条例……………11

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例……………13

特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………14

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………15

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………17

一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………18

長野県短期大学条例の一部を改正する条例……………26

技術専門校条例の一部を改正する条例……………27

長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例……………28

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………29

長野県看護大学条例の一部を改正する条例……………31

長野県立病院条例の一部を改正する条例……………32

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例……………34

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する  
条例……………36

長野県観光開発審議会条例の一部を改正する条例……………37

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を  
改正する条例……………38

長野県飼料検定手数料徴収条例の一部を改正する条例……………39

資金積立基金条例の一部を改正する条例……………40

長野県都市公園条例の一部を改正する条例……………41

県営水道条例の一部を改正する条例……………42

県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例……………44

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の  
一部を改正する条例……………45

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例……………46

長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………47

長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例	48
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	49
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例	50

## 規 則

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	36
技術専門校管理規則の一部を改正する規則	37
長野県都市公園規則の一部を改正する規則	38
建築基準法施行細則の一部を改正する規則	39
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則	40
学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則	41
盲学校・ろう学校・養護学校管理規則の一部を改正する規則	42

## 告 示

平成14年3月18日長野県議会定例会において認定された平成12年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見	311
平成14年3月18日成立した平成13年度補正予算の要領	317
平成14年3月18日成立した平成14年度予算の要領	323
同和地区専修学校等生徒修業奨励費交付要綱(昭和48年長野県告示第283号)の廃止	333
生活保護法に基づく指定医療機関の業務の廃止	333
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定	334
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	334
同和地区児童保育所等入所支度金等交付要綱(昭和49年長野県告示第460号)の廃止	335
中小企業融資規程(昭和52年長野県告示第176号)の一部改正	335
商店街環境整備事業補助金交付要綱(昭和56年長野県告示第400号)の廃止	338
観光地活性化推進事業補助金交付要綱(昭和43年長野県告示第234号)の廃止	338
高速道に関連する集会施設整備事業等に対する補助金の特例に関する要綱(昭和56年長野県告示第232号)の廃止	339
高速道関連運動公園等整備事業補助金交付要綱(昭和56年長野県告示第923号)の一部改正	339

昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正……………	340
--	-----

#### 公 告

林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………	248
都市計画の図書の縦覧(2件)……………	248
都市公園の供用開始……………	249
長野県監査委員の勧告に基づき長野県知事が講じた措置の公表……………	250

#### 訓 令

日額旅費に関する規程(昭和42年長野県訓令第5号)の廃止……………	1
-----------------------------------	---

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇長野県総合計画審議会条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 土地収用法の一部改正により、知事が事業認定を行うに際して意見を聴く第三者機関を置くこととされたことに伴い、当該第三者機関を長野県総合計画審議会とし、審議事項の追加を行うほか、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、土地収用法の一部を改正する法律の施行の日から施行します。ただし、審議会の組織及び専門委員に係る部分は、平成14年4月1日から施行します。

### ◇長野県行政機構審議会条例の一部を改正する等の条例（条例第2号）

- 1 「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、次に掲げる条例の審議会等の組織について所要の見直しを行いました。
  - (1) 長野県行政機構審議会条例
  - (2) 長野県障害者施策推進協議会条例
  - (3) 長野県青少年問題協議会条例
  - (4) 長野県部落解放審議会条例
  - (5) 長野県地方薬事審議会条例
  - (6) 長野県中小企業振興審議会条例
  - (7) 長野県都市計画審議会条例
  - (8) 長野県景観条例
  - (9) 長野県住宅審議会条例
  - (10) 長野県公営企業の組織に関する条例
  - (11) 長野県中等教育審議会条例
  - (12) 長野県教科用図書選定審議会委員定数条例
  - (13) 長野県生涯学習審議会条例
  - (14) 長野県学校保健審議会条例
- 2 この条例は、平成14年4月1日（長野県障害者施策推進協議会条例、長野県青少年問題協議会条例は6月1日）から施行します。

### ◇職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 地方公務員等共済組合法の一部改正により、特定警察職員等の定義を定める同

法の規定が改められたことに伴い、職員の再任用に関する条例の引用条項を改めることとしました。

- 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

◇特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 財政の状況を考慮し、平成14年4月1日から平成16年12月31日までの間、管理又は監督の地位にある職員に支給される給料の特別調整額の10分の1を減額することとしました。

- 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

◇職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（条例第5号）

- 1 国家公務員に準じ、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限に関する規定を設けるとともに、介護休暇の期間を連続する6月の期間内に延長するほか、所要の改正を行いました。

- 2 この条例は平成14年4月1日から施行します。
- 

◇職員の育児休業等に関する条例（条例第6号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業に係る子の年齢が3歳未満に引き上げられたこと等に伴い、所要の改正を行いました。

- 2 この条例は平成14年4月1日から施行します。
- 

◇一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 職員の旅行等の実態を考慮し、宿泊料、車賃等を原則実費支給とし、日当を廃止するほか実態に即した旅費制度とするための改正を行いました。

- 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

◇長野県短期大学条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 長野県短期大学の授業料及び入学料並びに同付属幼稚園の保育料及び入園料の額を改定しました。

- 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
-

◇技術専門校条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 長野技術専門校上田分校を廃止することとしました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

◇長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 諸経費の増大等に伴い、工科短期大学校の授業料及び入学料の額を改定しました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 保健婦助産婦看護婦法の一部改正により「看護婦・士」等の資格の名称が「看護師」等に統一・変更されたことに伴い、次の条例について規定の整備をしました。

一般職の職員の給与に関する条例

特別職の職員等の給与に関する条例

長野県准看護婦試験委員条例

貸付金免除条例

長野県看護専門学校条例

長野県公衆衛生専門学校条例

長野県手数料徴収条例

- 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

◇長野県看護大学条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 諸経費の増大等に伴い、看護大学の入学料の額の改定を行うとともに、大学院に研究生制度を導入することに伴い、授業料等の額を定めました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

◇長野県立病院条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 須坂病院新棟の特別室利用料と、木曽病院療養病棟における介護療養施設サービスの料金の額を定めたほか、所要の改正をしました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日(特別室利用料に係る部分にあっては、平成14年5月7日)から施行します。
-

## ◇長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 諸経費の増大等に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正をしました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 商工会法の一部改正により、商工会の合併が制度化され、その認可が知事の事務とされたことに伴い、市町村に委譲する事務の項目に当該認可に係る事務を追加するほか、所要の改正をしました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県観光開発審議会条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 審議会の名称を長野県観光振興審議会に改めるほか、所要の改正をしました。
  - 2 この条例は、平成14年10月1日から施行します。
- 

## ◇長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定するほか、所要の改正をしました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県飼料検定手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 諸経費の増大に伴い、手数料の額を36,500円(現行24,000円)に改定しました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇資金積立基金条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 森林施業の実施に不可欠な地域における活動を支援することにより、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、長野県森林整備地域活動支援基金を設置することとしました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
-

## ◇長野県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 南安曇郡穂高町及び堀金村に長野県烏川溪谷緑地を設置することとしました。
  - 2 長野県駒場公園庭球競技場の改修に伴い、使用料の額を改定しました。
  - 3 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇県営水道条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 県営水道の施設の整備・更新の促進による安定供給の確保を図るとともに、健全経営を維持するため、水道料金を改定しました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行し、平成14年5月分の料金から適用します。
- 

## ◇県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 給水料金原価の見直しに伴い、1立方メートル当たりの料金を58円97銭(現行65円56銭)に改定しました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、市町村立の小学校・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を条例の適用対象から除外するほか、所要の改正をしました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 諸経費の増大に伴い、高等学校の授業料、受講料及び入学料の額を改定するほか、所要の改正をしました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、次の条例について「寮母」の用語を「寄宿舍指導員」に改めるほか、所要の改正をしました。

長野県学校職員の給与に関する条例



## 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例

- 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例（条例第26号）

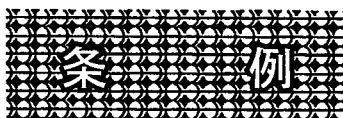
- 1 諸経費の増大に伴い、教育職員免許法認定講習の受講料を1単位につき600円（現行300円）に改定しました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 警察法施行令の一部改正により基準となる定数が変更されることに伴い、警察官の定数を3,179人（現行3,099人）に改正をしました。
  - 2 この条例は、平成14年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 道路交通法の一部改正及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の制定に伴い、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、平成14年6月1日（技能検定員審査手数料及び教習指導員審査手数料に係る規定は平成14年5月1日）から施行します。



長野県総合計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田中康夫

### ○長野県条例第1号

長野県総合計画審議会条例の一部を改正する条例

長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「並びに」に、「の規定」を「及び土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項の規定」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 土地収用法第34条の7第1項に規定する事項

第3条第2項中「及び県議会議員」を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条第2項中「及び県職員」を削り、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第5条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号）の施行の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定及び第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条第2項を改め、同条を第8条とする改正規定（第7条第2項を改める

部分に限る。)は、平成14年4月1日から施行する。

企 画 課

長野県行政機構審議会条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

### ○長野県条例第2号

長野県行政機構審議会条例の一部を改正する等の条例

(長野県行政機構審議会条例の一部改正)

第1条 長野県行政機構審議会条例(昭和39年長野県条例第92号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次の各号に掲げる者」を「学識経験者」に改め、同項各号を削る。

(長野県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第2条 長野県障害者施策推進協議会条例(昭和46年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「25人」を「15人」に改める。

(長野県青少年問題協議会条例の一部改正)

第3条 長野県青少年問題協議会条例(昭和28年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条中「20人」を「15人」に改める。

(長野県部落解放審議会条例の一部改正)

第4条 長野県部落解放審議会条例(昭和27年長野県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

(長野県地方薬事審議会条例の一部改正)

第5条 長野県地方薬事審議会条例(昭和37年長野県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号を削る。

(長野県中小企業振興審議会条例の一部改正)

第6条 長野県中小企業振興審議会条例(昭和31年長野県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号及び第5号を削る。

(長野県都市計画審議会条例の一部改正)

第7条 長野県都市計画審議会条例(昭和44年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「25人」を「15人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村の長を代表する者
- (3) 県議会議員
- (4) 市町村議会の議長を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員

(長野県景観条例の一部改正)

第8条 長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「25人」を「15人」に改める。

(長野県住宅審議会条例の一部改正)

第9条 長野県住宅審議会条例(昭和44年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次の各号に掲げる者」を「学識経験者」に改め、同項各号を削る。

(長野県公営企業の組織に関する条例の一部改正)

第10条 長野県公営企業の組織に関する条例(昭和36年長野県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「次の各号に掲げる者のうちから、」を「学識経験者のうちから」に改め、同項各号を削る。

(長野県中等教育審議会条例の廃止)

第11条 長野県中等教育審議会条例(昭和52年長野県条例第25号)は、廃止する。

(長野県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部改正)

第12条 長野県教科用図書選定審議会委員定数条例(昭和39年長野県条例第63号)の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「15人」に改める。

(長野県生涯学習審議会条例の一部改正)

第13条 長野県生涯学習審議会条例(平成3年長野県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第10条」に改める。

第2条第2項中「及び県議会議員」を削る。

(長野県学校保健審議会条例の一部改正)

第14条 長野県学校保健審議会条例(昭和28年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中 「中等教育審議会の委員  
教科用図書選定審議会の委員」 を

「教科用図書選定審議会の委員」に改める。

人 事 課

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

### ○長野県条例第3号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用に関する条例(平成12年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第25条の2第1項第1号」を「附則第18条の2第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

人 事 課

特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第4号

特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与の特例に関する条例（平成13年長野県条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の給与の特例に関する条例

第1条中「特別職の職員等」を「職員」に、「給料及び報酬の額」を「給与」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（一般職の職員の給料の特別調整額の特例）

第4条 一般職の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者を含む。）の給料の特別調整額は、平成14年4月1日から平成16年12月31日までの間においては、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第12条の2第1項、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第16条の2第1項及び長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第13条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により人事委員会が定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、一般職の職員の給与に関する条例又は長野県学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第3項ただし書に規定する管理職員等でないものについては、この限りでない。

## 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

人 事 課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県条例第5号

## 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の見出し中「深夜勤務」の次に「及び時間外勤務」を加え、同条第1項中「職員（）」を「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、）」に、「この条」を「この項」に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「もののない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「深夜における」を「育児又は介護を行う職員の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「前2項の」に、「前項中「子」を「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下この項において「深夜」という。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」に、「」と、「養育する」を「のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「午後10時から翌日の午前5時までの間における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」に、「介護する」を「、当該要介護者を介護」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

第12条第2項中「3月」を「6月」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日（次項及び附則第3項において「施行日」という。）から施行する。

##### （経過処置）

- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第12条の規定は、この条例による改正前の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第13条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、改正後の条例第12条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。
- 3 改正前の条例第13条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、改正後の条例第12条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

人 事 課



職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田中康夫

### ○長野県条例第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第3条第1号中「又は出産」を「若しくは出産」に、「失った」を「失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消された」に、「子が」を「子若しくは同号に規定する承認に係る子が」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

第5条中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと」を「次の各号に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。
- (2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過処置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第143号。以下この項において「改正法」という。）の施行の日前に改正法の規定による改

正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

- 3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 4 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条中「1歳」を「3歳」に改める。

人 事 課

一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

### ○長野県条例第7号

一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「以下」を「次号において」に改め、同項第2号中「以下」を「以下この号において」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「勤続2年以上の」を削り、同条第3項中「以下」を「次条において」に改め、同条第4項中「本条」を「この条」に改める。

第4条第2項中「基き」を「基づき」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 出張に係る旅行命令等における発着地は、在勤公署又は職員の居住地とする。

第5条第1項中「日当、宿泊料及び食卓料」を「宿泊料、食卓料及び旅行雑費」に改め、同条第3項中「海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。第10条において同じ。）旅行について、交通機関等を使用する場合にあつては旅客運賃、自家用車（旅行命令権者の承認を受けたものに限る。第15条において同じ。）を使用する場合にあつては走行距離に応じた1キロメートル当たりの定額により支給する。

第5条第6項を削り、同条第7項中「旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により」を「宿泊を要する旅行について、宿泊料金等（食費を除く。第16条において同じ。）の実費額の範囲内で」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「水路旅行及び航空旅行中」を「旅行中」に改め、同項を同条第7項とし、同条に次の1項を加える。

8 旅行雑費は、旅行中の雑費の実費額により支給する。

第6条第1項中「扶養親族移転料及び日額旅費」を「移転雑費及び扶養親族移転料」に改め、同条第2項中「路程等に応じ定額により」を「家財の運搬等に要する実費額の範囲内で」に改め、同条第3項中「定額により」を「住宅の借受け等に要する実費額の範囲内で」に改め、同条第5項を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 移転雑費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

第7条中「もつとも経済的」を「経済的かつ合理的」に、「但し」を「ただし」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第10条中「、職務の級の変更等」を削る。

第12条第1項中「及び座席指定料金」を「、座席指定料金及び寝台料金」に改め、同項第1号中「線路」を「列車を運行する線路」に改め、同項第2号中「2級以上の職務にある者が」を「公務上の必要により」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 公務上の必要により寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する急行料金のほか、寝台料金

第12条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

第12条第3項を削り、同条第4項中「普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する」を「前項の規定により急行料金が支給される」に改め、同項を同条第3項とする。

第13条第1項中「本条」を「この条」に改め、同項第1号中「次に掲げる」を「中級

の」に改め、同号のア及びイを削り、同項第2号中「次に掲げる運賃」を「下級の運賃。ただし、公務上の必要がある場合には、上級の運賃とする。」に改め、同号のア及びイを削り、同項第5号中「2級以上の職務にある者が」を「公務上の必要により」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

車賃の額は、次に掲げる額による。

- (1) 公共の交通機関による旅行の場合には、現に支払った旅客運賃
- (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により公共の交通機関以外の交通機関等による旅行をする場合には、現に支払った旅客運賃
- (3) 自家用車を使用して旅行する場合には、走行距離1キロメートルにつき30円

第15条第2項を削り、同条第3項中「前項の規定により通算した路程」を「前項第3号に規定する走行距離」に、「これを」を「その端数は」に改め、同項を同条第2項とする。

第16条を削る。

第17条第1項中「宿泊地の区分に応じた別表第1の定額」を「現に支払った宿泊料金等の額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その額が1泊につき1万900円を超えるときは、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合を除き、1万900円とする。

第17条第2項を削り、同条を第16条とする。

第18条第1項中「別表第1」を「1夜につき2,200円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、現に支払った食費の額とする。

第18条第2項中「、船賃」を「、水路旅行及び航空旅行については、船賃」に改め、同条を第17条とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(旅行雑費)

第18条 旅行雑費の額は、通信費、有料の道路の料金その他の任命権者が知事と協議して定める雑費について、現に支払った額による。

第19条第1項及び第2項を次のように改める。

移転料の額は、赴任の際の家財の運搬等について、現に支払った額による。ただし、その額が、旧居住地から新居住地までの距離に応じて次の表に定める額を超えるときは、当該定める額とする。

距 離	金 額
50キロメートル未満	107,000 <sup>円</sup>
50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000
100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000
300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000
500キロメートル以上1,000キロメートル未満	248,000
1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	261,000
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	279,000
2,000キロメートル以上	324,000

- 2 前項に規定するもののほか、赴任の際扶養親族を移転しなかつた職員が赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合の移転料の額は、同項の規定に準じて算定した額による。

第19条第3項中「第1項第3号」を「前項」に改める。

第20条を次のように改める。

(着後手当)

第20条 着後手当の額は、次に掲げる額による。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受ける際に現に支払った額（家賃又は敷金に相当するものを除く。）。ただし、1月当たりの家賃が5万2,000円を超える場合にあつては、5万2,000円に、当該借り受ける際に現に支払った額を1月当たりの家賃で除して得た数値を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (2) 赴任後直ちに自ら居住するための住宅に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る宿泊料及び食卓料に相当する額。ただし、宿泊料に相当する額については、5泊分を超える場合にあつては5泊分とし、食卓料に相当する額については、5夜分を超える場合にあつては5夜分とする。

第22条を削る。

第21条第1項を次のように改める。

扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族の旧居住地から新居住地までの移転について、扶養親族1人ごとに、次に掲げる額による。

- (1) その移転の際の年齢に応じて第12条から第15条までの規定に準じて算定した鉄道

賃、船賃、航空賃及び車賃の額

- (2) 職員相当の宿泊料及び食卓料並びに着後手当(宿泊料及び食卓料に相当する部分に限る。)の額(6歳未満の者にあつては、職員相当の宿泊料及び着後手当(宿泊料に相当する部分に限る。)の額)

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(移転雑費)

第21条 移転雑費の額は、2万円の定額による。

第23条及び第24条を次のように改める。

第23条及び第24条 削除

第24条の2を削る。

第25条第1号のア中「前職務相当」を「職員相当」に改め、同号のイ中「旧在勤地までの前職務相当」を「旧在勤公署までの職員相当」に改め、同条第2号中「且つ、新在勤地を旧在勤地」を「かつ、新在勤公署を旧在勤公署」に改める。

第26条第1項第1号中「旧在勤地」を「旧在勤公署」に、「前職務相当」を「職員相当」に改め、同項第2号中「新在勤地までの前職務相当」を「新在勤公署までの職員相当」に改め、同条第3項中「第21条第1項第1号」を「第22条第1項」に、「同号」を「同項」に改める。

第28条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号から第9号までを削り、同項第10号を同項第3号とし、同項第11号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

附則第2項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日(次項及び附則第3項において「施行日」という。)から施行する。

(経過処置)

- 2 この条例による改正後の一般職の職員の旅費に関する条例(次項において「改正後の一般職条例」という。)の規定及び附則第4項の規定による改正後の特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号。次項において「改正後の特別職条例」という。)の規定(移転料、着後手当、移転雑費及び扶養親族移転料に係る部分を除く。)並びに附則第5項の規定による改正後の証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例(昭和34年長野県条例第40号)の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間

に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 3 改正後の一般職条例の規定及び改正後の特別職条例の規定（移転料、着後手当、移転雑費及び扶養親族移転料に係る部分に限る。）は、施行日以後に採用された職員又は施行日以後に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転について適用し、施行日前に採用された職員又は施行日前に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転については、なお従前の例による。

（特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、日当」を削り、「食卓料」の次に「、旅行雑費」を、「着後手当」の次に「、移転雑費」を加え、同条第2項中「、日当」を削り、「及び食卓料」を「、食卓料及び旅行雑費」に改める。

第3条中「及び座席指定料金」を「、座席指定料金及び寝台料金」に改め、同条第1号中「線路」を「列車を運行する線路」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 公務上の必要により寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する急行料金のほか、寝台料金  
第5条を次のように改める。

（宿泊料、食卓料及び移転料）

第5条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金等（食費を除く。）の額による。ただし、その額が1泊につき別表第1に定める額を超えるときは、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該別表第1に定める額とする。

- 2 食卓料の額は、1夜につき別表第1の定額による。  
3 移転料の額は、赴任の際の家財の運搬等について、現に支払った額による。ただし、その額が、旧居住地から新居住地までの距離に応じて別表第2に定める額を超えるときは、当該別表第2に定める額とする。  
4 前項に規定するもののほか、赴任の際扶養親族を移転しなかつた職員が赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合の移転料の額は、同項の規定に準じて算定した額による。

第6条第2項中「車賃、日当、」を削る。

第7条の見出し中「滞在費」を「滞在雑費」に改め、同条中「、第2条第2項の規定による日当及び宿泊料に代えて」を削り、「滞在日数に応じて別表第2の定額による滞在費」を「間の滞在1日について、次の各号に掲げる居住地から招集地までの距離の区分に応じて当該各号に定める額の滞在雑費」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 50キロメートル未満 3,500円  
(2) 50キロメートル以上 5,000円

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附則第2項中「別表第1の1」を「別表第1」に改め、「以下」を削る。

別表を次のように改める。

(別表第1)(第5条、第6条関係)

区 分	宿 泊 料	食 卓 料
知 事	円 16,500	円 3,300
議 会 の 議 長		
副 知 事	14,800	3,000
出 納 長		
地方公営企業の管理者		
議会の副議長及び議員		
教 育 長	13,100	2,600
人事委員会の委員		
監 査 委 員		
教育委員会の委員		
公安委員会の委員		
地方労働委員会の委員及び あつ旋員		
選挙管理委員会の委員		
収用委員会の委員、予備 委員及びあつ旋委員		
知 事 の 秘 書	10,900	2,200
議 会 の 議 長 の 秘 書		
専 門 委 員		
特別職の職員等の給与に 関する条例(昭和27年長 野県条例第10号)別表第 2の2に掲げる特別職の 職員(収用委員会の委員、 予備委員及びあつ旋委員 を除く。)		



(別表第2)(第5条関係)

区分	距離50キロ未満	距離50キロ以上100キロ未満	距離100キロ以上300キロ未満	距離300キロ以上500キロ未満	距離500キロ以上1,000キロ未満	距離1,000キロ以上1,500キロ未満	距離1,500キロ以上2,000キロ未満	距離2,000キロ以上
	円	円	円	円	円	円	円	円
知事	153,000	177,000	218,000	269,000	356,000	375,000	401,000	465,000
副知事								
出納長								
地方公営企業の管理者	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
教 育 長								
人事委員会の常勤の委員								
常勤の監査委員								
知事の秘書	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000

(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

5 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

車 賃	日 当 (1日につき)
特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号)第5条第1項の規定による額	円 1,900

を

車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)
円 37	円 1,700

に改める。

人 事 課

長野県短期大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第8号

長野県短期大学条例の一部を改正する条例

長野県短期大学条例(昭和39年長野県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中

年 額	348,600	円	県内の者	83,100	円
			県外の者	166,200	
1 単位	13,300			27,700	
年 額	165,600			30,000	

を

年 額	361,800	円	県内の者	84,600	円
			県外の者	169,200	
1 単位	13,800			28,200	
年 額	178,800			30,700	

に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

法規学事課

技術専門校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第9号

技術専門校条例の一部を改正する条例

技術専門校条例（昭和39年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中	長野県長野技術専門校	長野市	を
	長野県長野技術専門校上田分校	上田市	

「長野県長野技術専門校 | 長野市」に改める。

## 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

職業能力開発課

長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県条例第10号

長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例

長野県工科短期大学校条例（平成6年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表の1中

	円		円
年 額	269,700	県内の者	83,100
		県外の者	166,200
1 単位	3,400		27,700
1 月	22,400		27,700

を

	円		円
年 額	296,500	県内の者	84,600
		県外の者	169,200
1 単位	3,800		28,200
1 月	24,700		28,200

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成14年4月1日（次項及び附則第3項において「施行日」という。）から施行する。

(経過処置)

- 2 施行日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県工科短期大学校条例(次項において「改正後の条例」という。)別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において編入学し、又は転入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

職業能力開発課

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田中康夫

## ○長野県条例第11号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3のウの備考中「保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦」を「保健師、助産師、看護師、准看護師」に改める。

別表第5の夜間看護等手当の項中「助産婦、看護婦」を「助産師、看護師」に、「准看護婦」を「准看護師」に改める。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中「|准看護婦試験委員|」を「|准看護師試験委員|」に改める。

(長野県准看護婦試験委員条例の一部改正)

第3条 長野県准看護婦試験委員条例(昭和28年長野県条例第55号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 長野県准看護師試験委員条例

第1条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「基き、准看護婦試験委員（以下）」を「より、准看護師試験委員（次条及び第3条において）」に改める。

（貸付金免除条例の一部改正）

第4条 貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

（長野県看護専門学校条例の一部改正）

第5条 長野県看護専門学校条例（昭和39年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「看護婦」を「看護師」に改める。

第5条第1号及び第2号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「准看護師」に改める。

（長野県公衆衛生専門学校条例の一部改正）

第6条 長野県公衆衛生専門学校条例（昭和40年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保健婦」を「保健師」に改める。

第4条第1項第1号中「保健婦学科」を「保健師学科」に改め、同号のア中「看護婦」を「看護師」に改め、同号のイ中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同号のウ中「准看護婦」を「准看護師」に改め、同号のエ中「看護婦学校」を「保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所」に、「看護婦免許を得た」を「看護師免許に相当する免許を受けた」に改める。

別表中 「保健婦学科」を「保健師学科」に改める。

（長野県手数料徴収条例の一部改正）

第7条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中「保健婦助産婦看護婦法（）」を「保健師助産師看護師法（）」に改め、「（法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、「准看護婦又は准看護士」を「准看護師」に、「准看護婦試験又は准看護士試験」を「准看護師試験」に改め、「（これらの規定を法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、「准看護婦試験合格証明書又は准看護士試験合格証明書」を「准看護師試験合格証明

書」に、「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「准看護婦免許証、准看護師免許証」を「准看護師免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条中長野県公衆衛生専門学校条例第4条第1項第1号の改正規定（「保健婦学科」を「保健師学科」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

(長野県准看護婦試験委員条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の長野県准看護婦試験委員条例第2条第2項の規定により准看護婦試験委員として任命又は委嘱されている者は、その際第3条の規定による改正後の長野県准看護師試験委員条例第2条第2項の規定により准看護師試験委員として任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は、同条例第3条の規定にかかわらず、その者の准看護婦試験委員としての残任期間と同一の期間とする。

医 務 課

長野県看護大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第12号

長野県看護大学条例の一部を改正する条例

長野県看護大学条例（平成6年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
別表中「138,500」を「141,000」に、「277,000」を「282,000」に、

科目等履修生	1単位	13,800	27,700	9,800
--------	-----	--------	--------	-------

を

研 究 生	月 額	27,600	県内の者 県外の者	42,300 84,600	9,800
科目等履修生	1 単位	13,800		28,200	9,800

に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

医 務 課

長野県立病院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

### ○長野県条例第13号

長野県立病院条例の一部を改正する条例

長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「という。）又は」を「という）、」に、「により」を「又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表第1指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下この条及び次条において「指定施設サービス等単位数表」という。）若しくは別表第2 食事の提供に要する費用の額の算定表（以下この条及び次条において「食事提供算定表」という。）により」に改め、同条第2項中「及び指定居宅サービス単位数表」を「、指定居宅サービス単位数表、指定施設サービス等単位数表及び食事提供算定表」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設の料金の額は、指定居宅サービス単位数表、指定施設サービス等単位数表又は食事提供算定表により算定して得た額とする。

別表第1中



6	エックス線検査料及び予防接種料	〃	保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）別表第2に掲げる額	
7	短期人間ドック料	(1) 特A式（2泊3日コース）	1回	医科点数表及び食事療養費算定表により算定して得た額に相当する額

を

6	予防接種料	1回	知事が別に定める額	
7	短期人間ドック料	(1) 特A式（2泊3日コース）	〃	医科点数表及び食事療養費算定表により算定して得た額に相当する額

に改め、同表の9 特別室利用料の項中

3,000円
2,700円
2,200円
1,200円

を

9,500円
6,600円
6,500円
5,100円

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1の9 特別室利用料の項の改正規定は、平成14年5月7日から施行する。

(長野県職員定数条例の一部改正)

- 長野県職員定数条例（昭和24年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「1,060人」を「1,130人」に改める。

医 務 課